

エコスサービス規約

第1章 総則

第1条（サービス規約）

1. 本規約は、エフビットコミュニケーションズ株式会社（以下、「F B I T」といいます）が提供する高圧一括受電サービス「E C o S S（エコス）」（以下、「エコス」といいます）を「受配電管理システム業務委託契約書」または「電力一括契約サービス契約書」を締結したマンション等の物件で区分所有者または占有者、管理組合等（以下、「お客様」といいます）が利用する際の一切に適用いたします。

2. 本規約と「受配電管理システム業務委託契約書」または「電力一括契約サービス契約書」との内容が異なるときは、「受配電管理システム業務委託契約書」または「電力一括契約サービス契約書」の内容が利用規約に優先して適用されるものとします。

第2条（本規約の範囲）

F B I Tがお客様に対して発する第4条所定の通知は、本規約の一部を構成するものとし、お客様はこれに承諾いたします。

第3条（本規約の変更）

F B I Tは、本規約を随時変更することができるものといたします。

第4条（F B I Tからの通知）

1. F B I Tが必要と判断した場合、F B I Tはお客様に対し随時必要な事項を通知いたします。

2. 前項通知の内容は、エコスのオフィシャルホームページ上に1ヶ月間表示した時点で効力を生じるものといたします。

第5条（申し込みの不承認）

エコスへ申し込みをしたお客様が以下の何れかの項目に該当することがわかった場合、改めて申し込みをしていただく場合があります。

- （1）エコスの申し込みの際、申告事項に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合。
- （2）その方が未成年者、被保佐人、被後見人の何れかであり、エコスの申し込みの際に法

定代理人の同意等を得ていなかった場合。

第6条（変更の届出）

1. お客様は、転居や婚姻による姓の変更等によりF B I Tへの届出内容に変更があった場合には、速やかにF B I Tに所定の方法で変更の届出を提出していただきます。
2. 前項届出がなかったことのお客様が不利益を被ったとしても、F B I Tは一切責任を負いません。

第7条（転居）

お客様が転居する場合、転出時において発生している利用料、その他の債務の履行は本規約第3章に基づきなされるものといたします。

第8条（設備等）

お客様は、エコスを利用するためにF B I Tの電気設備（アンペアブレーカー【設置エリアのみ】や検針メーター）の改造・改ざんをしてはいけません。

第2章 お客様の義務

第9条（自己責任の原則）

1. お客様は、エコスの利用上でなされた一切の行為及びその結果について、責任を負いません。
2. お客様がエコスの利用の際、第三者に対して損害を与えた場合、お客様は自己の責任と費用をもって解決し、F B I Tに損害を与えることのないものといたします。
3. お客様がF B I Tに損害を与えた場合、F B I Tは当該お客様に対して被った損害の賠償を請求できるものといたします。

第10条（ID及びパスワードの管理責任）

1. 自動検針システム導入物件等においてF B I TからID及びこれに対応するパスワードを通知された場合、お客様はその使用及び管理について一切の責任を持つものといたします。
2. F B I Tは、自動検針システム導入物件等のお客様のID及びこれに対応するパスワードが他の第三者に使用されたことによって当該お客様が被る損害については、当該お客様の故意、過失の有無に拘わらず一切責任を負いません。お客様は自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちにF B I Tに申し出るものとし、F B I Tからの連絡を待ち指示に従っていただきます。

第3章 利用料

第11条 (エコスの利用料)

エコスの利用料、算定方法等は、別途お客様と締結の「受配電管理システム業務委託契約書」または「電力一括契約サービス契約書」に定める通りといたします。

第12条 (決済)

1. FBITは、毎月指定日をもって当該月に各お客様の利用について発生した利用料その他債務の額を締め、これを集計し請求いたします。
2. FBITは口座振替での決済の場合、前項に基づき算出された金額及びこれに掛かる消費税相当額等をお客様に請求し、FBIT指定の引き落とし代行業者がFBITの指定する期日にお客様の指定金融機関から引き落としをいたします。また、引き落とし手続き未完了の場合は、指定金融機関で期日までにお客様が振り込み手続きを完了するものいたします。
3. 利用料の集計において、各料金の月締め集計日以外の日エコスの提供を開始、または終了した場合について、当該月の開始、または終了日の検針情報にて計算するものいたします。
4. お客様は、決済方法としてクレジットカードを利用する場合には、当該クレジットカードの会員規約に従うものいたします。
5. 本条第4項の決済について、お客様と当該クレジットカード会社の間で料金その他債務を巡っての紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、FBITは一切の責任を負わないものいたします。
6. 各種決済方法により、FBITが別途規定する割引を適応する場合があります。

第13条 (違約金)

お客様が本規約第8条等に定めるエコスの正常な利用を行わず、料金の全部または一部の支払いを免れた場合は、その3倍に相当する金額を違約金として請求いたします。

第14条 (延滞利息)

お客様が、利用料その他の債務の支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、お客様は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年10.0%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、FBITが指定した日までに指定する方法で支払うものいたします。

第4章 運営

第15条（F B I Tによるエコス提供の停止）

1. F B I Tが下記事由等により緊急性が高いと認めた場合、お客様の了承を得ることなくエコスの提供を停止することがあり、お客様は予めその旨を承諾していただきます。

（1）お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。

（2）お客様の需要場所及び各住戸に設置されているF B I Tの電気工作物、電気機器その他設備を損傷し、または亡失した場合。

（3）お客様が料金の支払期限をさらに20日経過してなお支払わない場合。

（4）本規約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他本規約から生ずる金銭債務をいいます。）が支払われない場合。

（5）前項（1）～（4）によって電気の供給を停止する場合はF B I Tの電気設備において供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合必要に応じてお客様に協力していただくことがあります。

2. F B I Tが前項の措置をとったことでお客様がエコスを利用できずこれにより損害が発生したとしても、F B I Tは一切責任を負いません。

第16条（エコス提供停止の解除）

第15条によってエコスの提供を一時停止した場合で、お客様とF B I Tとの間でその理由となった事実を解消した場合は、F B I Tはすみやかにエコス提供を再開いたします。

第17条（設備の賠償）

お客様が故意または過失によって、その需要場所及び各住戸に設置されているF B I Tの電気工作物、電気機器その他設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

① 修理可能の場合。

修理費。

② 亡失または修理不可能の場合。

その時の同等の電気工作物、電気機器その他設備の購入費と取替工費との合計額。

第18条（エコスの内容の変更）

F B I Tは、エコスの内容・名称等の変更に関し、事前にお客様に通知し、お客様はこれを承諾していただきます。

第19条（エコスの内容の不保証）

1. エコスの内容は、F B I Tがその時点で提供可能なものとしたします。

2. F B I Tは、電力事業者やその他関連事業者が提供する情報、お客様が登録する文章等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。

第20条（サービスの一時的な中断）

F B I Tは、以下の何れかが起こった場合にはお客様に事前に通知可能な場合を除き、一時的にエコスの提供を中断することがあります。なお、これに起因するお客様または他の第三者が被った損害について、一切責任を負わないものいたします。

- （1）火災、停電等によりエコスの提供ができなくなった場合。
- （2）地震、噴火、洪水、津波、落雷等の天災によりエコスの提供ができなくなった場合。
- （3）戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりエコスの提供ができなくなった場合。
- （4）F B I Tが契約する電力事業者の事由によりエコスの提供ができなくなった場合。
- （5）その他、運用上、保安上或いは技術上F B I Tがエコスの一時的な中断が必要と判断した場合。

第21条（エコスの提供の中止）

1. エコスの提供は、当該地域の電力会社の現行料金体系が変化しない限り継続いたしますが、大幅な電気料金の見直しがなされ、エコスの提供が維持できない状況が発生した場合には、F B I Tは3ヶ月の予告期間をもってお客様に通知の上、エコスの提供を中止することができます。

2. エコスの提供を中止した以降の電力供給に関しては、お客様が引き続き支障なく電力使用が可能となるよう電気事業者との調整手続きを行なうものいたします。

3. エコスの提供を中止する旨の通知は、エコスのオフィシャルホームページ上の掲示、または集合住宅の掲示板等で通知し3ヶ月経過時点で全てのお客様が了承したものとみなします。

4. F B I Tは、エコスの提供を中止する際、前項の手続きを経ることで、中止に伴うお客様または第三者からの損害賠償の請求を免れるものいたします。

第5章 専属的合意裁判所

第22条（専属的合意管轄裁判所）

1. エコスの利用にあたりお客様とF B I Tとの間で問題が生じた場合にはお客様とF B I Tで誠意をもって協議するものいたします。

2. 協議しても解決しない場合は、被告の所在地の管轄地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

付則

（2015年11月25日改定）

この規約は2009年6月1日から実施するものいたします。